

平成23年度包括外部監査の結果報告書 指摘事項の措置状況

(社団法人倉敷市シルバー人材センター)

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P30	② 内部統制の状況 B. 保険の付保状況の確認	本部、支所及び連絡所の建物について、本センターは、倉敷市より行政財産使用の許可を得ており、従来より倉敷市財産活用課にて保険加入手続きが行われているはずであった。しかし、1市2町の合併当時の引き継ぎ事務の不備により、この度船穂連絡所の建物に保険がかけられていないことが判明した。付保状況を確認すべきである。	指摘を受け、市財産活用課に加入手続きを依頼し、現在は加入しています。	措置済
P30	② 内部統制の状況 C. 起案書	起案書を閲覧したところ、起案日の記載はあるものの、決裁日はほとんど記載されていなかった。決裁日の記載は、適時にその事案が決定されたことを証するものであり、仮に起案日当日に決裁が下りたからと言って省略してよいものではない。記載を漏らしてはならない。	指摘後においては、全ての起案書に決裁日を記載しています。	措置済
P36	④ 財務 B. 出納の監査結果 固定資産	会計上、芝刈り機の取得価格を固定資産勘定たる什器備品に計上する処理を失念してしまっているため、資産に計上されていないものについて減価償却費を計上するという、ちぐはぐなことになっている。 年度末の貸借対照表価額について「こうなるはず」という理論値をもって残高を検証する注意が欠如しているためと思われる。決算に当たっては特に、貸借対照表残高の妥当性の確認に注意を払わなければならない。	芝刈り機を固定資産目録（固定資産台帳）に掲載しました。	措置済
P37	④ 財務 B. 出納の監査結果 固定資産	固定資産に係る注記については、平成21年度に廃車した車両（車両運搬具除却損16,492円）が誤った金額で表示されていたり、什器備品と車両運搬具の入り繰りによる集計誤りが1件あった。	固定資産の見直しを行い、什器備品と車両運搬具の入り繰りの訂正を、平成23年度決算で行いました。	措置済
P37	④ 財務 B. 出納の監査結果 固定資産	平成22年4月の領収書綴りを閲覧したところ、平成22年3月31日付で事業費支出の什器備品支出とした動力噴霧器181,650円についても、財務規程に照らして資産計上すべきであった。 財務規程に従って会計処理しなければならない。	財務規程に則り、固定資産台帳に掲載しました。	措置済
P39	④ 財務 B. 出納の監査結果 未払金	平成22年度の総勘定元帳を閲覧したところ、前年度繰越額のうち511,598円だけマイナス残高として解消されないままになっていた。これは、年度末の貸借対照表価額について「こうなるはず」という理論値をもって残高を検証するという注意が欠けているためと思われる。決算に当たっては特に、貸借対照表残高の妥当性の確認に注意を払わなければならない。	平成23年度中に未払金に計上し処理済みです。なお、今後は、未払金残額の検証、確認に注意を払い処理をいたします。	措置済
P40	④ 財務 B. 出納の監査結果 管理職手当	職員給与規程第11条によると、時間外勤務手当、休日勤務手当以外の手当については、当月（月の初日から末日まで）分を当月15日に支給することになっている。しかしながら、実務上は、管理職手当について、時間外勤務手当等と同様に翌月15日の支給となっており、規程通りになっていない。 規程又は実務のいずれかを改めなければならない。	規程どおりに実務を改めました。	措置済
P40	④ 財務 B. 出納の監査結果 費用の繰上げ計上	その前年度に未払計上すべきでないものが2事業年度連続して発生している。これは決算処理上明確な締切処理がなされていないためであり、誤りやすい事務処理になっている可能性がある。誤謬を誘引する事務処理は改善されなければならない。	平成23年度より（平成24年3月支払）年度内処理にし、未払い計上していません。	措置済
P43	⑤ 契約 【指摘事項2】	監事は、当センターの理事会に出席するとともに、理事会の議事録には、その出席、欠席を明記すべきである。	平成24年度開催の理事会より、監事の出席を常態にするるとともに、議事録にその出席状況を記載しています。	措置済

(財団法人倉敷市文化振興財団)

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P82	② 内部統制の状況 1. 利益相反取引について	議案「平成22年度事業計画及び収入支出の予算について」は満場一致で承認されているが、当該事業（オペラ「椿姫」）について特別の利害関係を有する理事長がこの議案の議決に参加してはならない。	事業計画を一括審議したためであり、今後はご指摘のとおり、利害関係を有する議案については議決に参加できないよう改めました。	措置済
P89	④ 財務 C. 出納の監査結果 未払税金	未払法人税等（71,000円）が貸借対照表に計上されていない。現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。	ご指摘により、平成23年度決算から未払金に計上し執行しました。	措置済

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P 9 0	④ 財務 C. 出納の監査結果 出演料	1回の支払金額が100万円を超える場合は、100万円超の部分の税率が20%となるが、100万円を超える支払金額であっても、一律10%の税額しか源泉徴収していない出演料があった。100万円を超える報酬の支払が発生したときには、100万円以内と100万円超に区分して源泉徴収事務を行わなければならない。	ご指摘を受けて過去3年間の公演契約を確認したところ、1回の支払額が100万円を超える個人契約の出演料はこの1件のみであり、他の契約は全て適正に処理されていました。源泉徴収事務に当たっては、必ず税率を確認するとともに、事業担当課と経理担当課（総務課）で二重チェックを徹底するよう改めました。	措置済
P 9 0	④ 財務 C. 出納の監査結果 事務専決規程への準拠性	事業費に係る支出予算執行伺書上の決裁者と事務専決規程に基づく決裁責任者とが相違している。規程に従った決裁を受けることにより、事務の運営が図られなければならない。	ご指摘を受けて平成22年度の支出予算執行伺書を確認したところ、事務専決規程に基づく決裁責任者によらないもの4件が判明したため、これらを修正しました。再発防止のため、執行金額による専決区分の一覧表を職員に配付するとともに、事業担当課と経理担当課（総務課）で二重チェックを徹底するよう改めました。	措置済
P 1 0 1	⑤ 契約 【指摘事項2】	倉敷市文化施設舞台業務委託契約について、委託料支払時の規定を整合性のあるものに改善されたい。 契約条項について、矛盾点を解消し、整合性のあるものとし、月ごとなどの分割払いを維持しつつ、その支払の前には業務のチェックがしっかりできるような条項の整理を求めるものである。	ご指摘のとおり、委託料の支払回数のみが規定されており、支払時期等の条件が不明確であったため、平成24年度から月毎の分割払いを契約書に明記することにより、契約条項の矛盾点を解消し、整合性のあるものに改めました。	措置済
P 1 0 2	⑤ 契約 【指摘事項4】	芸文館敷地内清掃業務請負契約につき、起案書の公印使用日と契約書の日付は一致するよう改善されたい。 当該契約書は、平成22年4月1日付の契約となっているが、起案書によると、その公印使用日は、平成22年4月20日付となっている。	ご指摘のとおり、起案書の公印使用日と契約書の日付が異なっているものがあったため、修正しました。日付の整合性について職員に徹底するとともに、押印の際に総務課で起案書の公印使用日を確認するよう改めました。	措置済
P 1 0 2	⑤ 契約 【指摘事項5】	「第25回 倉敷音楽祭」に係る会場運営業務委託につき、「検収日、完了確認日」欄に担当者の署名・押印がなされるよう、改善されたい。 本契約については、一旦取消した上で、補償料として当初契約全額と同額を委託先に支払うこととなったのであり、そのこと自体はやむをえないところと思われる。ただし、支出したにもかかわらず、「検収日、完了確認日」欄に担当者の署名・押印がなされていなかった。	ご指摘のとおり、「検収日、完了確認日」欄に担当者の記名押印のないまま支払いした支出予算執行伺書がありました。再発防止のため、検収及び完了確認を要する執行科目を整理した表を職員に配付するとともに、事業担当課と経理担当課（総務課）での二重チェックを徹底するよう改めました。	措置済

(社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団)

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P 1 2 7	① 全般的監査結果 組織	1名の評議員について常態的に欠席しており、辞めさせて欲しいとの連絡を受けているが、正式には解職していない。 欠席が常態化している以上、早期に改善措置を講ずるべきである。	常態的に欠席している評議員を解任しました。 評議員定数を「18名」から「17名」へ変更しました。	措置済
P 1 3 4	③ 現物照合 基本財産特定預金	監査当日において平成22年3月末の残高証明書が入手されていなかった。 決算作業時には少なくともすべての預金について残高証明書を手入する必要がある。	平成23年3月の残高証明書については入手済み。また、残高証明書の入手漏れがないよう、銀行へ登録しました。	措置済
P 1 3 4	③ 現物照合 固定資産（10万円以上）①	市の公有財産が誤って事業団の管理台帳に計上されていた。（ふじ園）	訂正しました。	措置済
P 1 3 4	③ 現物照合 固定資産（10万円以上）②	管理シールを貼付されていない物件が散見された。（ふじ園・有城荘）	〈有城荘〉管理シールを貼っていないなかったゴミストッカーについて、即日貼付しました。 〈ふじ園〉4件について、貼付しました。	措置済
P 1 3 8	④ 財務 C. 出納の監査結果 プラザ共同事業体会計との債権債務の照合	プラザ共同事業体会計における未払金4,254円（振込手数料）は本部会計に計上なし。金額は僅少であるが、少なくとも決算時には照合する必要がある。	修正済み。 今後は適切に処理を行い、再発を防ぎます。	措置済
P 1 3 8	④ 財務 C. 出納の監査結果 振込ミス	①二重払い（1,611円を2月と3月に2回振込）（プラザ） ②振込金額誤り（正50,870円⇒誤50,830円で振込）（プラザ共同事業体） 金額の重要性はないが、いずれも人的ミスであり、再発防止のため振込前に十分なチェックが必要である。	修正済み。 今後は適切に処理を行い、再発を防ぎます。	措置済
P 1 3 8	④ 財務 C. 出納の監査結果 仕訳伝票①②	会計責任者欄に会計責任者以外の捺印あり（1件）、仕訳伝票上検印漏れが散見される（3件）。そのうち、会計責任者の捺印のない支払2件 経理規程第10条では、「会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印を受けなければならない」とあり、漫然と処理することなく十分なチェックが必要である。	修正済み。 今後は適切に処理を行い、再発を防ぎます。	措置済

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P139	④ 財務 C. 出納の監査結果 仕訳伝票③	仕訳伝票上、起票担当者と出納担当者が同一（本部・老人福祉センター・ふじ園・くすのき園・老人憩の家）事務の効率を優先して同一の担当者としてと思われるが、多額の現預金を取り扱う法人にあっては、内部統制上、起票担当者と出納担当者を分ける必要がある。	平成24年度から、起票担当者と出納職員を分けました。	措置済
P143	⑤ 契約 【指摘事項3】	当事業団は、クラレテクノ㈱との間で組んでいる共同事業体につき、その運営委員会の委員代理者を予め定め、緊急の場合に備えるよう改善されたい。	運営委員会の委員代理者を決めました。	措置済
P144	⑤ 契約 【指摘事項4】	当事業団が業者との間で各種委託契約を締結する際には、相手方業者から暴力団でないことの誓約書を徴求するとともに、暴力団排除条項を契約書中に規定するようにすべきである。	平成24年度から、委託契約書に暴力団排除条項を規定するとともに、誓約書を徴取するようにしました。	措置済
P145	⑤ 契約 【指摘事項6】	くらしき健康福祉プラザ展示事業委託契約において、展示される福祉用具の管理責任について、当事業団の負うべき責任の程度について一義的に明らかにするとともに、文言の整理を図られたい。	福祉用具の管理責任について、次のとおり文言を整理しました。 「善良な管理」→「自己物と同一程度の管理」	措置済

（社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会）

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P180	③ 現物照合 切手	管理帳簿外の切手が50円2枚、80円14枚あった。また、使用記帳もれが90円19枚、50円21枚、10円3枚あった。管理を適切に行う必要がある。	包括外部監査指摘後、毎月末に管理帳簿と現物を確認し、確認済みの押印をしています。	措置済
P181	③ 現物照合 介護保険事業安定積立預金	定期預金証書が事務局ではなく船穂事務所保管となっていた。船穂事務所での証書保管は防犯面で不十分であり、また内部牽制上も残高証明の確認のみでは、例えば証書が担保差入となっても不明のため事故発生の虞がある。定期預金証書は事務局で保管すべきである。	包括外部監査指摘後、定期預金証書を事務局で保管しております。平成24年4月1日から、正式に預り書を作成いたしました。	措置済
P181	③ 現物照合 特別会計 競艇場売店事業	上記の「介護保険事業安定積立預金」と同様、定期預金証書は児島事務所保管となっていた。定期預金証書は事務局で保管すべきである。	上記の「介護保険事業安定積立預金」と同様の処理を行っています。	措置済
P185	④ 財務 C. 出納の監査結果 補助金収入	ボランティア団体活動助成費について、交付要綱の更新を行うこと。現行では、助成額の決定根拠が不明確である。実績報告書及び添付書類（名簿の添付もれ、収支計画での補助金額を収入として計上漏れ）の確認を行うこと。	「ボランティア団体活動助成費」につきましては、「倉敷市社会福祉協議会ボランティア団体活動助成金交付要綱」第4条第2項に規定している「基本額1万円」を超えた額で交付しています。これは、同項ただし書きの「加算額を上乗せできる」規定を運用していたためです。しかしながら、ご指摘のとおり公平性の観点から平成23年度から各団体1万円を交付しております。今後におきましても、交付要綱を遵守し適正な事務処理を行ってまいります。実績報告書につきましては、平成23年度分について、適正な事務処理を行いました。今後におきましても、内部での検算等のチェックを十分に行い、適正な事務処理を行ってまいります。	措置済

（財団法人倉敷市医療保健センター）

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P215	③ 現物照合 A. 現金実査	看護学校の現金出納帳は、現金出納帳と呼べる水準になく、現金入出金メモ程度の記録様式となっている。頻繁に入出金があるわけではないが、入金、出金、摘要欄を設け、さらに日々残高が把握できる様式に変更すべきである。また、現金残高は日々本部経理へ報告すべきである。	従前から「現金出納帳」はパソコンの既成ソフトを使用し、ご指摘の様式に合致したものとしていました。包括外部監査当日に提出したのは、担当者の「現金出納メモ」でした。後段のご指摘の「現金残高は日々本部経理へ報告すべきである」につきましても、センター内イントラネットにおいて、学校が入力（報告）した時点で本部が確認できるようにしています。	措置済
P217	④ 財務 B. 貸借対照表科目の調査	学校における前受金残高は新年度の入学金から構成されるはずであるが、受験料まで前受金に計上されていた。試験が実施されたのは平成22年度であり、そのための役務を提供したのは同年度であるから、入金内容が翌年度関連ではあっても、平成22年度の収益に計上すべきであり、前受金に計上するのは誤りである。	ご指摘のとおり、平成23年度決算は、受験料は前受金計上を行わず当該年度の収入として計上いたしました。平成24年度以降につきましても同様の処理をいたします。	措置済
P220	④ 財務 D. 消費税等（消費税及び地方消費税）について	消費税の納税額については、その債務が確定した年度で計上すべきところ、支払時である翌年度に計上されている。特に、公益財団法人ともなれば、従来以上に正確な決算書を作成する必要がある。今後は未払消費税等を決算に織り込む必要がある。	平成24年5月に支払った平成23年度分の消費税は、ご指摘のとおり未払金として平成23年度決算書に織り込みました。平成24年度以降につきましても同様の処理をいたします。	措置済

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P 2 2 1	④ 財務 E. 人件費以外の歳出のテスト	会計処理規程によれば、取得価額10万円以上のものは固定資産計上することになっている。洋風便器ウォッシュレット取り付け工事費用は、1件当たり14万円であるから固定資産計上すべきである。	ご指摘のとおり、洋風便器ウォッシュレット取り付け工事費用は、平成23年度決算において固定資産計上いたしました。	措置済
P 2 2 3	⑤契約 【指摘事項1】	民間業者との業務委託契約において、解除条項がないもの、あっても解除後の処理について何ら定められていないもの、あるいは債務不履行に基づく解除の場合であっても、1ヶ月前の予告が必要であるかのような条項となっているものなど、解除条項に関し、不備なものが散見されるので、改められたい。	ご指摘のとおり、平成24年度契約から、解除条項がないものについては、解除条項を加え、また、解除後の処理についても記載しました。債務不履行に基づく解除の場合であっても、1カ月前の予告が必要であるかのような条項は、即時解除することといたしました。平成24年度以降につきましても同様の処理をいたします。	措置済
P 2 2 3	⑤契約 【指摘事項2】	民間業者との各種設備の保守点検契約における代金の支払は、年間に予定される保守点検の都度の業務報告を受け、その業務内容の確認、承認の後になされるよう、条項を整理されたい。	ご指摘のとおり、平成24年度契約から、保守点検における代金の支払いは、点検の都度、業務報告を受け、その業務内容を担当者が確認し、決裁権者の承認の後に支払うよう条項を整理しました。	措置済
P 2 2 4	⑤契約 【指摘事項3】	理事会における、いわゆる監事報告については、理事会議事録に明記するよう、改められたい。	従前から、理事会における監事報告につきましては、理事会議事録に明記していましたが、平成22年度のみ記載していませんでした。平成23年度は明記いたしました。平成24年度以降につきましても明記いたします。	措置済

(財団法人倉敷市スポーツ振興事業団)

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P 2 4 6	④ 財務 B. 実施した監査手続きの詳細 2) 歳出のテスト	軽油代には軽油引取税が含まれているが、全額燃料費として処理している。軽油引取税は、租税公課として処理すべきである。消費税額にも影響する。	平成23年度分は期末に燃料費から公課費へ修正しました。平成24年度分からは公課費として処理をしています。	措置済
P 2 5 0	④ 財務 B. 実施した監査手続きの詳細 7) 法人税の税務調査について ア	財団が作成している「経理業務について 22年度版」(経理マニュアル)をみても、修繕費を計上した際、資産計上すべき支出か修繕費のままでのよいのかの検討が行われていない。税務調査の結果を受け、速やかに経理マニュアルを改訂すべきである。	修繕費用支出と資本的取得支出の区分を明らかにし、正規の簿記原則及び適正な会計基準とするマニュアルを作成し、現在そのマニュアルに基づき会計処理を行っています。	措置済
P 2 5 0	④ 財務 B. 実施した監査手続きの詳細 7) 法人税の税務調査について ウ	修繕費の支出のうち税法上固定資産の取得となるものは、会計上も固定資産として処理すべき支出であるので、翌期に会計帳簿も修正するとともに、固定資産台帳に固定資産として登録すべきと考える。会計上はあくまでも修繕費であり会計帳簿及び固定資産台帳には反映しない、という考え方を貫くなら、会計帳簿は一切修正しないという結論になるが、市への寄付を考えているなら、一旦正規の簿記の原則にしたがって、会計帳簿等に計上することとなる。	当事業団固定資産のうち、管理上必要な車両や管理機械を除く、倉敷市所有資産(施設等)と一体となっている構築物・設備等の固定資産については、平成23年度期末において、すべて倉敷市へ寄附の手続きを行い、期末までに完了しています。	措置済

(財団法人倉敷市学校給食会)

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P 2 7 0	④ 財務 4) 納入業者選定委員会の運用について	納入業者選定委員会の議事録が作成されていない。ファイルには、選定関係書類と選定結果の書類が保存されているのみである。納入業者選定委員会の開始時間と終了時間、出席者、議事の経過等の記録として議事録を残すべきである。	平成24年1月以降議事録を作成しています。	措置済
P 2 7 0	④ 財務 5) 物資審査委員会の運用状況について	納入業者選定委員会同様、議事録を適切に残しておくべきである。	平成24年2月以降議事録を作成しています。	措置済
P 2 7 0	④ 財務 6) 未払消費税等	消費税の処理において、給料手当に含まれている通勤手当356,400円(通勤手当は課税仕入)、非課税扱いされている切手代 82,500円(切手は、使用すれば課税仕入となる)があった。なお、今後は、上記の誤った処理を訂正すれば再発の可能性はほとんどない。また、会計帳簿は会計ソフトを使用しているため、その会計ソフトに、あらかじめ消費税コードを正しく設定入力すれば消費税申告書は自動的に作成でき、事務作業が大幅に軽減される(現状は消費税コード未設定)。	平成18年度～平成22年度について、消費税の更正手続きを行い、平成24年5月に還付を受けました。消費税コードを設定し平成24年度から運用しています。	措置済
P 2 7 3	⑤ 契約 【指摘事項1】	当給食会と給食用物資納入業者との間の契約について、暴力団排除条項を規定するとともに、同業者側から、暴力団でないことの誓約書を徴求する等の改善をすべきである。	納入業者と取り交わす「学校給食用物資納入契約書」に「暴力団を利用することになる場合には、契約の解除ができるものとする」の条を入れます。平成24年6月1日理事会決議	措置済

(財団法人倉敷市船穂農業公社)

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P 2 8 8	② 内部統制の状況 危機管理	建物については市が火災保険をかけているが、棚卸資産には掛けていない。	平成24年度より火災保険に加入済です。	措置済

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P 2 8 9	③ 現物照合	公社では月次決算が実施されておらず、実査した預金残高を公社の預金残高の記録（預金出納帳又は総勘定元帳の預金の記録）と照合することができなかった。しかし、少なくとも預金残高については、毎月会計帳簿を作成し、預金の現物の残高と照合する必要がある。	平成24年度から会計帳簿と照合しております。	措置済
P 2 9 1	④ 財務 A. 出納の監査結果（人件費以外） 未払費用	一般会計で平成22年度（平成23年3月）の費用として未払計上すべきものが、平成23年度の費用として処理されていたものが2件あった。領収書の日付の確認ミスである。今後は、確認の徹底が必要である。	平成23年度決算において、確認を徹底しました。	措置済
P 2 9 1	④ 財務 A. 出納の監査結果（人件費以外） 未払税金	未払法人税等（409,840円）が貸借対照表に計上されていない。現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。	平成23年度決算において、発生主義に基づき未払計上しました。	措置済
P 2 9 1	④ 財務 A. 出納の監査結果（人件費以外） 国庫補助金、国庫交付金	科目修正が修正伝票を作成せず、直接決算書を修正していた。科目修正をする場合は、修正仕訳伝票を起こして決裁を受ける必要がある。	科目修正をする場合は、修正仕訳伝票を起こして決裁を受けることとしました。	措置済
P 2 9 3	④ 財務 B. 人件費の監査 4)	時間外勤務手当を支給した月の給与について、時間外勤務手当を除いた支給額についてのみ所得税の源泉徴収を行っている。計算上は時間外手当も合算したうえで、税額表にあてはめて源泉所得税を徴収する必要がある。年末調整によって精算されるが、退職等で年末調整がされなかった場合には精算されないリスクがあるため、給与支給段階で正しく徴収しておくべきである。	平成24年度から給与と時間外手当を併せて支給しており、その時点で源泉徴収をしています。	措置済
P 2 9 3	④ 財務 B. 人件費の監査 5)	賞与の源泉所得税の税額について、賞与の金額そのものを税額表にあてはめて計算しているが、正しくは、前月の給与の金額をあてはめて算出しなければならない。これについても、年末調整によって精算されるが、退職等で年末調整がされなかった場合には精算されないリスクがあるため、賞与支給段階で正しく徴収しておくべきである。	平成23年12月支給の賞与から正しく徴収しています。	措置済
P 2 9 3	④ 財務 B. 人件費の監査 6)	年末調整の計算について、年税額の計算は100円未満切捨てであるが、切り捨てないで還付額が計算されていた事例が1件あった。従業員不利となる計算間違いである。	平成23年の年末調整の年税額の計算については、端数処理を正しく行いました。	措置済
P 2 9 3	④ 財務 B. 人件費の監査 7)	4)に関連して、時間外勤務手当は通常給与とは別に支給しているため、源泉所得税と同様に雇用保険料の本人負担分が徴収もれとなっている。このため、公社の負担が結果的に過大に生じていることになっている。	平成24年度から給与と時間外勤務手当を同時に支払いしており、その時点において、源泉徴収や雇用保険料の徴収を行っています。また、公社負担額が過大となっている部分については、額を確定し本人から徴収済みです。	措置済

(社団法人倉敷観光コンベンションビューロー)

ページ	項目	指摘事項	措置状況	対応区分
P 3 1 8	② 内部統制の状況 規程等	監事に関する規程がない。	平成24年3月27日に監事監査規程を制定し、同日施行しました。	措置済
P 3 1 8	③ 現物照合 備品及び固定資産	事務局に所在する固定資産のうちテレビについて、除却処理もれがあった。	平成24年3月30日付けで、除却処理を実施しました。	措置済
P 3 2 2	④ 財務 C. 出納の監査結果 退職給付引当金	期末要支給額の計算が、自己都合でなく、法人都合により計算していたため、800千円過大となっていた。算出計算を文章化しておく必要がある。	平成23年7月29日に退職手当支給規程を改正し、自己都合による支給率を明記しました。過大に計算していた支給額は、平成24年3月30日付けの引当金計上時に調整しました。	措置済
P 3 2 2	④ 財務 C. 出納の監査結果 退職給付引当金	期末要支給額から共済積立金を引いた額に対して5,144千円引当不足である。引当不足については、早急に引当する必要がある。	引当不足については、平成24年3月30日付けで引当てました。	措置済
P 3 2 2	④ 財務 C. 出納の監査結果 貯蔵品	3月の印刷製本費のほとんど2.8百万円は、本部事務所で在庫となっている。金額的に大きいため、正しい損益計算を行うためには、期末で貯蔵品計上を要する。	棚卸資産として、平成23年度財産目録・貸借対照表に計上しました。	措置済